

NEW 便利!

マイナンバーカード

マイナンバーカードは本人確認書類や社会保障、税、災害対策の行政手続き、またコンビニエンスストアで各種証明書を取得するときに使うことができます。便利なマイナンバーカードを申請しませんか。

マイナンバーカードと通知カードの違い

マイナンバーカード

1枚でマイナンバー（個人番号）の確認と本人確認ができるカードです。表面は本人確認書類として使用する事ができます。



マイナンバー通知カード

マイナンバーを確認することができません。写真がないため、本人確認書類としては使用できません。



マイナンバーカードを申請する3つの方法

郵便による申請

①個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。
※個人番号カード交付申請書は、郵送した通知カードに添付しています。通知カードを受け取った日以降に住所などを変更した人、交付申請書を紛失した人は市市民課窓口で再発行できます。



パソコンによる申請

①デジタルカメラで顔写真を

撮影し、パソコンに保存します。
②マイナンバーカード総合サイトの交付申請ページにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



スマートフォンによる申請

①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
②交付申請書のQRコードを読み込み、申請用のサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



マイナンバーカードでコンビニ交付が利用できます

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアから市が発行する各種証明書を取得することができます。取得できる証明書やコンビニエンスストアは左の一覧でご確認ください。なお、マイナンバー通知カードでは、コンビニ交付を利用できませんのでご注意ください。



▲マルチコピー機から発行できます

手数料 250円

2 取得できる証明書

- ①住民票の写し
 - ②印鑑登録証明書
 - ③所得・課税証明書
 - ④納税証明書
- ※③④は福津市で課税されている本人のみ
※証明書用紙は改ざん防止が施されています

4 ご注意ください

- 住民基本台帳カードは使用できません
- 税関係証明書は、申告等の状況により発行できない場合があります
- 交付後の手数料減免、返金はできません
- マイナンバー、住民票コードを記載した住民票の写しは交付できません

1 マイナンバーカードを持ってお近くのコンビニへ

利用可能時間 6:30 ~ 23:00
※4桁の暗証番号が必要です
※年末年始・メンテナンス日を除く

3 利用可能なコンビニエンスストア

- 全国の
- ・セブン-イレブン
 - ・ローソン
 - ・ファミリーマート
 - ・ミニストップ
 - ・サークルKサンクス

マイナンバーに関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178 (無料)
個人番号カードコールセンター ☎0570・783・578 (有料)

平日 午前9時30分～午後8時、土曜・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分
※年末年始を除く
※マイナンバーカード紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付します
外国語対応 ☎0120・0178・27 ※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
ホームページ マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbangou-and.go.jp/>
市市民課 マイナンバー専用ダイヤル ☎62・6074

国民健康保険に加入している皆さんへ 平成30年4月から制度が変わります

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎43・8127

県と市町村で国保を運営します

現在の国民健康保険（以下、国保）は、市町村ごとに運営されています。平成30年4月からは、県と市町村が一緒に国保運営を担うこととなります。市町村の国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった、構造的な問題を抱えています。そこで、市町村の国保の財政を県ごとにすることで、安定的な財政運営を目指します。また、市町村の事務の効率化、標準化、広域化を推進します。



▲これまでどおり市保険年金医療課の窓口で手続きができます

加入者にはどんな影響があるの

財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。また、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口もこれまでどおり市保険年金医療課です。

平成30年4月から変わること

- 被保険者証等の様式が変わります**
県も国保の保険者となるため、被保険者証（保険証）や限度額適用認定証等の様式が変わります。
- 資格の取得、喪失が都道府県単位になります**
県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得、喪失は生じません。ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合は、国保の資格の取得、喪失が生じます。どちらの場合も市町村へ転入、転出の届出をお願いします。
- 高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます**
県内の他市町村への転出などであれば、高額療養費の多数回該当は通算されるようになります。多数回該当とは、過去12か月で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。